令和５年度の公文書公開状況をお知らせします

情報公開・個人情報保護制度の運用状況

問　文書法制課情報公開文書係

開かれた市政を目指して、情報公開・個人情報保護制度により、市政運営の公開性の向上を図り、市民の皆さんとの信頼を深めるよう努めています。

情報公開制度

市民の皆さんが「見たい」「知りたい」市の情報（公文書）を情報公開請求という手続きで公開を求めることができる制度です。情報は公開されることが原則ですが、公開できないものもあります。

個人情報保護制度

個人情報の保護に関する法律に基づき、市が保有する個人に関する情報の適正・安全な管理に努めるとともに、目的以外の利用や外部への提供を制限するなど、個人情報の保護を図る制度です。また、自己に関する情報の開示を求めたり、誤っている情報の訂正を求めたりすることができますが、開示等ができないものもあります。

情報公開請求や保有個人情報開示請求等によって非公開の決定を受けた場合など、その決定に不服があるときは、実施機関に対して審査請求をすることができます。実施機関は、これを情報公開・個人情報保護審査会に諮問します。

公文書の公開請求および処理状況　（単位：件）

区分	公開請求件数	公開請求公文書件名数	決定内訳						公開の方法（公開および部分公開）			取下げ
			公開	部分公開	非公開	不存在	その他	計	閲覧	視聴	交付	
合計	79	160	54	10	3	7	0	74	8	0	56	9

保有個人情報開示等の状況　（単位：件）

区分	請求件数	決定内容				開示の方法			訂正等の内訳			取下げ
		全部開示	部分開示	不開示	計	閲覧	視聴	交付	訂正	削除	中止	
開示請求	37	18	16	9	43	6	－	27				1
訂正等	－	－	－	－	－				－	－	－	－

※請求、部分開示および交付の件数には、議会分２件を含む。

保有個人情報取扱事務の届け出状況　（単位：件）

区分	届出件数	本人以外収集	目的外利用等
合計	910（183）	353	218

※届出件数の（　）内は個人番号を収集する事務件数
※本人以外収集、目的外利用等とは、個人情報を本人から直接収集しない場合や他の事務で収集した個人情報を利用したり、反対に他の事務に利用させること

不服申し立ての状況　（単位：件）

区分	情報公開請求	保有個人情報開示請求
合計	1	1

消費者相談室から３５７

きっかけは訪問購入？ 犯罪まがいの深刻なトラブルに注意！

問　市民安全課市民相談係

業者が自宅に来て物品を買い取るという訪問購入に関する相談が多く寄せられています。

中には「『不用品を買い取り、貧しい国に寄付する』と勧誘を受けて了承したところ、業者が帰ったあと指輪がなくなっていた」「身につけていた大切な指輪を強引に要求された」など、きっかけは訪問購入に見える犯罪まがいのトラブルも発生しています。主に８０歳以上の女性が当事者となっている事例が多く、特に注意が必要です。

突然訪問してきた業者は家には入れないこと、業者から電話があっても安易に訪問を承諾しないことが大切です。訪問を承諾する場合は、決して一人で対応しないようにしましょう。（国民生活センター発表情報から作成）

少しでも不安に思ったら、消費者相談室にご相談ください。

消費者相談室　☎２２－６０００（相談専用）
相談日時　月～金曜日午前10時～正午、午後1時～4時
※毎月第２・４火曜日は午後６時まで受付

税理士による個別無料相談会

問　市民安全課市民相談係

税の専門家である税理士が皆さんからの相談を個別に受け付けます。

日時　１２月４日（水）、１月１７日（金）
午後１時３０分～４時３０分
会場　東京税理士会青梅支部5階会議室
（東青梅１－７－７清水本社ビル）
対象　西多摩地域在住の方
相談時間　１人３０分
定員　各日先着６人（予約制）
申し込み
電話☎２３－２３３１で東京税理士会青梅支部（月～金曜日の午前１０時～午後４時）へ

空き家セミナー＆個別相談会 ～将来空き家にしないために～

問　住宅課住宅政策係

本セミナーでは、空き家問題とその原因、法律等を詳しく伝え、自宅や実家を空き家にしないための利活用方法について事例を用いてお伝えします。

日時　１２月１５日（日）
午前９時３０分～午後１時２０分
会場　市役所２階２０１～２０３会議室
対象　空き家所有者（所有予定者）等
定員　先着５０人（予約制）
持ち物　筆記用具等
申し込み
電話☎０１２０－７７６－７３５で東京都空き家ワンストップ相談窓口へ

マイナンバーカードと後期高齢者医療保険者証が一体化されます

問　保険年金課後期高齢者医療係

被保険者証の取扱いについて

１２月２日から保険証の交付は終了します。現在お使いの保険証は、住所や負担割合等の記載事項に変更がなければ、７月３１日まで使うことができます。

１２月２日～７月３１日までの間に新たに資格取得する方、保険証の記載事項に変更があった方、保険証を紛失した方には、「資格確認書」（有効期限は７月３１日まで）をお送りします。お手元に届いた「資格確認書」を、医療機関等で提示することにより、これまでの保険証と同様に、保険診療を受けることができます。

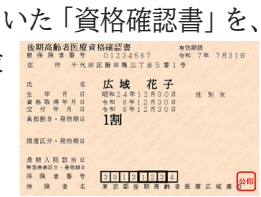

減額認定証、限度額適用認定証の取扱いについて

１２月２日から限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）および限度額適用認定証の交付は終了となります。現在お使いの減額認定証および限度額適用認定証は、住所や適用区分などの記載事項に変更がなければ、７月３１日まで使うことができます。

医療機関・薬局でマイナ保険証を提示し、限度額情報等の提供に同意することで、減額認定証および限度額適用認定証の提示は不要となります。

特定疾病療養受療証の交付について

１２月２日以降も、交付されます。有効期限はありません。

医療機関・薬局でマイナ保険証を提示し、特定疾病認定情報の提供に同意することで、特定疾病療養受療証の提示は不要となります。

１１月３０日は「年金の日」

未来の生活設計について考えてみませんか？

問　青梅年金事務所☎３０－３４１０
ねんきんネット専用電話☎０５７０－０５８－５５５

厚生労働省では、「国民一人ひとり、ねんきんネット等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日」として１１月３０日を「年金の日」としています。この機会にねんきん定期便やねんきんネットで、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。詳しくは日本年金機構ホームページ（２次元コード）をご覧ください。